

文京区長 殿

申請者 住 所  
氏 名

(建物（土地）所有者との続柄 )

電話番号

※ 本人（代表者）の自署又は記名押印

### 不燃化推進特定整備事業専門家派遣申請書

不燃化推進特定整備事業に係る専門家の派遣を受けたいので、文京区不燃化推進特定整備事業専門家派遣要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

#### 記

1 派遣場所

大塚北会館 ・ 大塚 丁目 番 号 ・ その他 ( )

2 派遣希望日時

第1希望 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から

第2希望 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から

3 派遣対象建築物の概要

建物所有者

土地所有者

住居表示

地名地番

家屋番号

用途

構造及び階数

耐火性能

建築面積

m<sup>2</sup>

延床面積

m<sup>2</sup>

建築年月日

年 月 日

建築確認年月日

年 月 日 第 号 ・ 不明

4 意向

建替え ( 年 月頃 ) ・ 除却 ( 年 月頃 ) ・ その他 ( )

5 希望する専門家・相談内容（具体的な内容をご記入ください。別紙可）

6 利用回数（今回の申請を含む。）

回目 / 3回

7 添付書類

※ 裏面の注意事項をご確認ください。

## 注意事項

- 1 この申請書は、次に掲げる書類を添えて、派遣を希望する日の1月前までに提出してください。
  - (1) 派遣対象建築物又は派遣対象建築物が存する土地の登記事項証明書（申請の日から3月以内に発行されたものに限り、）又は固定資産税都市計画税納税通知書及びその課税証明書の写し（申請の日から1年以内に発行されたものに限り、）
  - (2) その他区長が必要があると認めたもの
- 2 一の派遣対象建築物につき、派遣回数は3回を限度とします。
- 3 専門家の派遣は、1回の申請につき1業種の専門家1人までとします。
- 4 派遣の時間は、1回につき連続した2時間を限度とします。
- 5 専門家の派遣先は、原則として、大塚北会館又は大塚五・六丁目の区域内とします。
- 6 相談に係る資料の提出等、専門家との相談が円滑に実施できるようご協力をお願いします。
- 7 派遣料以外に費用が発生した場合は、申請者の負担となります。（例 相談に係る資料の印刷代金、5の派遣先以外へ派遣を希望される場合の専門家の交通費、施設使用料等）
- 8 事情により専門家の派遣の申請及び実施を取りやめるときは、不燃化推進特定整備事業専門家派遣取りやめ届（別記様式第6号）を直ちに提出してください。
- 9 偽りその他不正の手段により派遣承認を受けるなどしたときは、派遣承認決定を取り消すことがあります。
- 10 本申請書にご記入いただいた個人情報等は、専門家団体及び専門家に提供し、専門家派遣業務の実施の範囲内で利用します。